

南城市コミュニティFM放送施設整備にかかる 運営事業者公募要領（公募型プロポーザル）

1 公募の目的

南城市(以下「市」という。)では、地域情報の伝達手段の多様化、地域活性化、災害・防災情報の情報配信を目的に、コミュニティFM放送施設の整備を行います。

そこで、基盤整備を市が行い運営を民間が行う「公設民営」方式を採用し、また、健全な事業運営と、南城市の地域活性化に貢献できるような経営理念（番組編成）等を考慮するため、運営主体となる事業者を公募により選定する。

2 南城市コミュニティFM放送施設整備概要

(1) コミュニティFM放送施設整備

① コミュニティFM放送施設の基盤を整備する。

（送信所、演奏所（スタジオ）等）

② コミュニティFM放送機器を整備する

(2) 施設の設置予定箇所

送信所：南城市玉城字糸数 264 番地付近

演奏所：イオンタウン南城大里内

※上記の場所は運営主体との協議により変更になる可能性があります。

3 市の運営構想

(1) 運営主体

・市は、コミュニティFM放送施設の基盤を整備し、運営主体となる事業者は無償貸与する。

・運営主体は、無償貸与を受けたコミュニティFM放送施設の基盤により、自立した運営及び維持管理を行う。

・運営主体はスタジオ施設の賃貸借料、FM 電波利用料等運営に必要な経費についてすべて負担をする。

●イオンタウン南城大里スタジオ賃貸借料（予定金額）

・放送スタジオ（5 坪）：固定営業料（月額） 契約坪単価 10,000 円×5 坪=50,000 円

：共益費（月額） 契約坪単価 2,000×5 坪=10,000 円

・録音室及び事務所（17 坪）：固定営業料（月額） 契約坪単価 5,000 円×17 坪=85,000 円

：共益費（月額） 契約坪単価 1,000×17 坪=17,000 円

※上記賃貸借料は運営主体との協議により変更になる可能性があります。

(2) 運営・環境構築

- ・運営主体は、平時においては、公益性を確保しつつ民間のノウハウにより利用者ニーズを的確に捉えた番組を用意し利用者拡大に努め、災害時には災害・防災情報を提供すること。
- ・災害対策基本法第 57 条に基づく放送の円滑な実施を図ること。
- ・運営主体は、災害・防災情報の配信は無償で行うこと。
- ・運営主体は、放送法や電波法等関係法令に定める規定を遵守すること。

4 運営期間

- ・運営開始日から 5 年間で運営期間とする。

5 応募対象

(1) 応募要件

コミュニティFM放送の運営に必要な能力有する事業者（法人）で次の各号をすべて満たすものとする。（ただし、法人登記および①に掲げる資格取得（配置）予定の者を含む。）

①無線通信に関する免許

（第 2 級陸上無線技術士以上の資格を有する無線従事者を配置すること）

(2) 欠格事由

(2)-1 次に掲げる全ての要件を満たす者を対象とする。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- ②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- ③消費税及び地方消費税並びに本市と直接取引をする本店又は支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。

(2)-2 次のいずれかに該当しない者を対象とする。

- ①日本の国籍を有しない人
- ②外国政府又はその代表者
- ③外国の法人又は団体
- ④法人又は団体であって、前 3 号に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の 3 分の 1 以上若しくは議決権の 3 分の 1 以上を占めるもの。

6 応募書類

(1) 提出書類

提案に参加する事業者は、次の様式を提出すること。

- ① (様式1) 参加申込書
- ② (様式2) 提案者概要説明書
[添付書類]
 - ・法人の定款もしくはこれに類する書類 (任意様式)
 - ・役員 (もしくは役員予定者) の居住地に関する調書 (任意様式)
- ③ (様式3) 実施体制について
- ④ (様式4) 誓約書
- ⑤ (様式5) 運営計画書(案)
- ⑥ (任意様式) コミュニティFM開局までのスケジュール (案)
- ⑦ (任意様式) 5年間の事業収支見込み見積り
- ⑧ (任意様式) 放送番組の主たる利用見込み
 - ※主たるスポンサーについて、氏名又は名称、住所、一年間の利用見込金額等を記載する。
- ⑨ (任意様式) 運営提案書 (プレゼンテーション資料)
 - ※運営計画書 (案)、5年間の事業収支見込み見積り、番組構成 (案)、災害時の実施体制の項目を含めること。

7 募集期間

平成24年8月10日(金)正午まで(必着)

8 応募方法

- ・応募書類は10部提出すること。
- ・所定の応募書類を。南城市総務企画部情報推進課まで郵送または持参すること。

9 プレゼンテーションについて

(1) プレゼンテーションの実施要領

- (ア) 1事業者につき、60分の持ち時間とする。(説明40分、質疑20分)
 - ※ただし、提案者の数によっては変動することがある。詳細な時間は別途通知します。
- (イ) プレゼンテーションは、提案書等の内容について行うこと。提案書等以外の内容は評価の対象としません。
- (ウ) プレゼンテーション当日は実際に業務に携わる責任者が必ず出席すること。

(2) プレゼンテーションの実施日

- ・日時：平成 24 年 8 月 14 日（火）※時間については電子メールにて別途通知する。
- ・場所：南城市役所 本庁舎 2 階農事研修室

(3) 使用機材等について

プレゼンテーションの実施に当たり使用する機材等は全て提案者が用意すること。ただし、プロジェクター、スクリーン、電源コードリールについては、市で用意する物を使用して構わない。

(4) 質問及び回答

提案に関する質問は、様式 6「質問事項」により、事務局担当者へ電子メールにて、下記の点に留意し提出すること。

- ① 電子メール以外での質疑は受け付けない。
- ② 質疑の提出締切は平成 24 年 8 月 7 日（火）午後 5 時までとする。
- ③ 質疑に対する回答は、(様式 2) 提案者概要説明書を提出したすべての業者に対し電子メールにて回答を行う。

(5) 参加の辞退

やむを得ず参加を辞退する場合、または、提案書を提出しなかった場合は、様式「参加辞退届」を提出すること。また、提出にあたっては次の点に留意すること。持参又は郵送によるものとし、プレゼンテーション審査日前日までに提出すること。持参の場合は午前 9 時から午後 5 時までに、郵送の場合は午後 5 時までに必着のこと。

10 審査方法

(1) 審査手順

- ・運営候補者は「南城市コミュニティ FM 運営事業者選定委員会」で決定する。
- ・審査は応募書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に判断する。

(2) 審査基準

次の①～⑥について総合的に判断し運営候補者を決定する。

- ① 応募要件・・・ 応募要件を満たしているか（満たす見込みか）
- ② 公共性（地域性）・・・ 成果が地域社会に広く還元されるものであるか
- ③ 創造性(独自性)・・・ 運営内容に創意工夫はあるか
- ④ 実現性・・・ 運営内容に具体性があり、計画どおりに実現が可能であるか
- ⑤ 継続性・・・ 運営の内容・収益・コスト構造等、継続的な運営が可能か
- ⑥ その他

(3) 結果通知

- ・選定委員会で決定次第、すべての応募者に通知する（8 月中旬を予定）

11 運営候補者との協議

- (1) 運営候補者決定後、市と運営に関する協議を行い、運営に関する基本的事項について仮協定を締結する。このとき、本応募にかかる提案事項を基本とするが、協議の結果により変更となることがある。
- (2) 応募要件がすべて整った段階で本協定を締結し、運営事業者とする。ただし、応募要件が指定の期日までに整わない場合は、原則として仮協定を破棄する。

12 その他の留意事項

- (1) 本提案に係る全ての費用は、提案者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限定する。
- (3) 提案書等として提出されて全ての資料は、交渉権者の選定以外には使用しない。また返却も行わない。
- (4) 提案書は選定を行うための事務作業に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (5) 提出された提案書等を受理した後の提案者による加筆及び修正は原則認めない。
- (6) 当該提案書作成時において入手した市独自の情報、個人情報等は適正に管理し、情報漏洩及び不正使用がないこと。
- (7) 次のいずれかに該当する応募は無効とする。
 - ①提案者の提出方法、提出先及び期限等示された条件に適合していない場合
 - ②提案者に虚偽の記載がある場合
 - ③その他選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合
- (8) 参加表明が1者の場合は、その提案内容等を評価委員で審査し、本業務を委託可能と判断した場合にのみ契約交渉権を与える。

13 提出先および問い合わせ先

〒901-0695 沖縄県南城市玉城字富里 143 番地
南城市役所 総務企画部 情報推進課 屋我（やが）
TEL：098-948-7229 Fax：098-852-6004
e-mail：jouhou@city.nanjo.okinawa.jp

14 開示資料

- (1) 南城市コミュニティFM整備に関する現地調査業務の調査結果（一部開示）
※開示資料は事務局（南城市役所 情報推進課）にて閲覧とする。